

第三〇五號

臨時日本標準規格ニ依ル鋼材價格設定要領 (案) 一七五 二八

臨時日本標準規格ニ依ル鋼材價格設定要領 (案)

臨時日本標準規格ニ依リ規格ノ制定ヲ見タル普通鋼壓延鋼材中價格設定ノ急ヲ要スル機械構造用炭素鋼、雜用工具用炭素鋼並假規格ノ制定ヲ見タル自動車用炭素鋼ニ付左記要領ニ依リ價格ヲ設定スルコト

一、機械構造用炭素鋼、雜用工具用炭素鋼並自動車用炭素鋼ハ製造方法成分等規格類似シ居ルヲ以テ機械構造用炭素鋼ノ原價ヲ基準トシ各品種製造上ノ特異性ヲ考慮シ價格ヲ設定スルコト

二、製造原價ハ中庸生產費ニ依ルコト

三、<sup>本廠格</sup>炭素鋼ニ依リ製造サレル製品ノ價格ニシテ電氣爐、<sup>るつ</sup>平爐ニ依リ製造サレル製品ノ價格ハ設定セサルコト

但轉爐ニ依リ製造サレル製品ノ價格ハ平爐ニ依リ製造サレル製品ノ價格ヲ適用スルコト

一、鋼材ハ鋼片工程ヲ經ルコト

鋼塊	應當	五圓
鋼片	〃	六圓
鋼材	〃	七圓
鋼塊	應當	五圓
鋼片	〃	六圓
鋼材	〃	七圓

一、營業費、販賣直接費 (運費)

現行鋼材公定價格決定當時ノ資料ヲモ參照シ次ノ如ク決定スルコト

一、販賣利益率

陸軍ノ適正利潤率算定要領並商工省物價局利潤率專門委員會ノ中間報告ヲ參照シ決定スルコト

一、統制會賦課金

每噸半製品三三錢鋼材四四錢トスルコト

一、配給經費

半製品 應當 二圓

按茶法本二三(一)〇%



本邦産トレス  
 貴邦ニ有ル  
 者、内務省  
 省長ノ指  
 示ニ依リ  
 調査セラル  
 ルニ付、本  
 邦産トレス  
 之ノ内、本  
 邦産トレス  
 之ノ内、本  
 邦産トレス

附記

一、指示價格トシテ發表スルコト  
 自動車用炭素鋼  
 九圓

機械構造用炭素鋼  
 雜用工具用炭素鋼  
 一六圓  
 應當

- 一、現行鋼質規格ノエキストラハ存續スルコト
- 一、生産割當ハ日鐵、神戸製鋼、川崎重工業、日本鋼管等ニ重點的ニ行フコト

(他ノ鉄ハ本國産トレスハ別ニ調査セラル)

以上

